



2023/01/24 09:52 現在の情報です。

東京都千代田区永田町二丁目10番1号
株式会社トライベイ

会社法人等番号	0100-01-220027	
商号	株式会社トライベイ	
本店	東京都千代田区永田町二丁目10番1号	
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	令和3年7月21日	
目的	1. エネルギー事業の企画・開発に関する業務 2. エネルギー事業の管理・メンテナンスに関する業務 3. エネルギーに関する企業・団体へのコンサルティング業務 4. エネルギーに関する投資に関するアドバイザー業務 5. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	10万株	
	10億株	令和3年8月10日変更 令和3年10月8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
	発行済株式の総数 1000万株 各種の株式の数 普通株式 1000万株	令和3年8月25日変更 令和3年10月8日登記
	発行済株式の総数 5475万株 各種の株式の数 普通株式 5475万株	令和3年9月1日変更 令和3年10月8日登記
	発行済株式の総数 1億6419万3750株 各種の株式の数 普通株式 5475万株 A種優先株式 1億944万3750株	令和3年9月10日変更 令和4年6月7日登記
	発行済株式の総数 1億6425万株 各種の株式の数 普通株式 5475万株 A種優先株式 1億950万株	令和4年5月10日変更 令和4年6月7日登記
	発行済株式の総数 1億6425万株 各種の株式の数 普通株式 5475万株 A種優先株式 1億950万株	令和4年5月10日変更 令和4年6月7日登記
資本金の額	金999万9999円	
	金3237万5000円	令和3年9月1日変更 令和3年10月8日登記
	金8709万6875円	令和3年9月10日変更 令和4年6月7日登記
	金8712万5000円	令和4年5月10日変更 令和4年6月7日登記
	金8712万5000円	令和4年5月10日変更 令和4年6月7日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 10億株 A種優先株式 2億1900万株 1. 優先配当金 当社は、定款第33条第1項に定める剰余金の配当については、A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権	

者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。

A種優先株式 1株につき1株あたりの払込金相当額（1円。ただし、株式の分割、無償割り当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に15%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が令和4年6月30日に終了する事業年度に属する場合には、A種類株式払込期日）（A種類株式が発行された日をいう。以下同じ。）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

1. 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配については、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきそれぞれ次に定める額の金銭を支払う。

A種優先株主 1株あたりの払込金相当額にA種累積未払配当金相当額及び第2項に定めるA種経過未払配当金相当額を加えた額（以下、「A種清算優先金額」という。）

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

1. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、いつでも、当社がA種優先株式を取得すると引換えに当該株式1株あたりのA種清算優先金額に相当する金銭の交付することを請求することができる。

1. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、いつでも、次に定める取得の条件で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。

A種優先株主に交付する普通株式の計算方法

A種優先株主に交付する普通株式 = $A \div (1 - (B \div C \times D)) - A$

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

A = 発行済普通株式数

B = 請求に係る当社が取得するA種優先株式数

C = 219,000,000

D = 0.2

前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。

1. 取得条項付株式

当社は、A種優先株式の発行から24か月経過したときは、一株あたりのA種清算優先金額に相当する金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途株主総会（取締役会設置後は取締役会）の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は株主総会（取締役会設置後は取締役会）の決議により決定する。

1. 役員選任権付株式

普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名以内を選任する。

A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任する。

令和 3年 8月10日変更 令和 3年10月 8日登記

普通株式 10億株

A種優先株式 2億1900万株

1. 優先配当金

当社は、剰余金の配当については、A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株

式質権者」という。)に先立ち、次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。(A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

A種優先株式 1株につき1株あたりの払込金相当額(1円。ただし、株式の分割、無償割り当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に15%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が令和4年6月30日に終了する事業年度に属する場合には、A種類株式払込期日)(A種類株式が発行された日をいう。以下同じ。)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

1. 優先中間配当

当社は、中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額の中間配当金を支払う。

1. 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配については、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきそれぞれ次に定める額の金銭を支払う。

A種優先株主 1株あたりの払込金相当額にA種累積未払配当金相当額及び第2項に定めるA種経過未払配当金相当額を加えた額(以下、「A種清算優先金額」という。)

「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日から残余財産分配日(同日を含む。)までの日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

1. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、いつでも、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに当該株式1株あたりのA種清算優先金額に相当する金銭の交付することを請求することができる。

1. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、いつでも、次に定める取得の条件で、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。

A種優先株主に交付する普通株式の計算方法

A種優先株主に交付する普通株式 = $A \div (1 - (B \div C \times D)) - A$

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

A = 発行済普通株式数

B = 請求に係る当社が取得するA種優先株式数

C = 219,000,000

D = 0.2

前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。

1. 取得条項付株式

当社は、A種優先株式の発行から24か月経過したときは、一株あたりのA種清算優先金額に相当する金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は取締役会の決議により決定する。

1. 役員選任権付株式

普通株主を構成員とする種類株主総会において、取締役2名を選任する。

A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、取締役1名を選任する。

令和3年10月9日変更 令和4年6月7日登記

株式の譲渡制限に関する規定

当社の発行する株式を譲渡によって取得するには代表取締役の承認を要する。

役員に関する事項	取締役	三浦清志		
	取締役	堀隆泰	令和 3年 9月 1日就任	
			令和 3年 10月 8日登記	
	取締役	米倉広	令和 3年 10月 9日就任	
			令和 4年 6月 7日登記	
	東京都港区六本木六丁目12番3-2205号 代表取締役 三浦清志			
	東京都港区六本木六丁目12番3-3606号 代表取締役 三浦清志		令和 4年 1月 1日住所 移転	
			令和 4年 2月 9日登記	
監査役	木全善博	令和 3年 10月 9日就任		
		令和 4年 6月 7日登記		
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		令和 3年 10月 9日設定		
		令和 4年 6月 7日登記		
解散の事由	当社は、A種優先株主から当社がA種優先株式を取得するのと引換えに金銭の交付を請求を受けた場合であって、当該請求を受けてから60日以内にA種優先株主にその金銭の交付をしないときには、解散する。 令和 3年 8月 10日設定 令和 3年 10月 8日登記			
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	令和 3年 10月 9日設定	令和 4年 6月 7日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	令和 3年 10月 9日設定	令和 4年 6月 7日登記	
登記記録に関する事項	設立		令和 3年 7月 21日登記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。